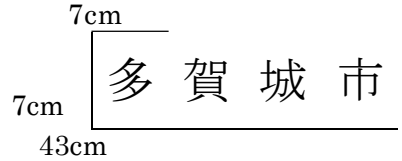
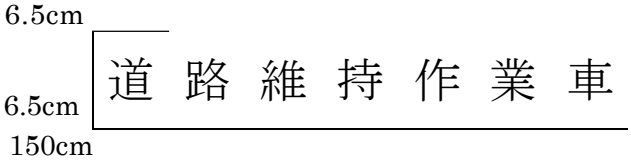
公用車の借上げ（電気自動車）
車　　両　　仕　　様

1　車両型式等
(1) 車両タイプ　　電気自動車（軽自動車）（参考車種　N-VANeと同等以上）
(2) 一充電走行距離　　２４５㎞以上
(3) 駆動用ﾊﾞｯﾃﾘｰ　　(ｱ)リチウムイオン電池
(ｲ)総電圧　メーカー標準仕様とする
(ｳ)総電力量　メーカー標準仕様とする
(4) ﾐｯｼｮﾝﾀｲﾌﾟ　　オートマチック
(5) ド ア 数　　５ドア
(6) 使用燃料　　電気
(7) 乗車定員　　最大４名
(8) 駆　　動　　２ＷＤ
(9) 車 体 色　　白（メーカー色）
(10) 装　　備　　熱線式リヤウインドデフォッガー　　時計　　ＡＭ・ＦＭラジオ
カーエアコン　　パワーステアリング　　運転席・助手席サンバイザー
集中ドアロック　パワーウィンドー　サイドバイザー
その他借上車両標準装備一式
(11) 付 属 品　　フロアマット(全席分)　タイヤチェーン　充電用ケーブル（200V7.0m）
(12) 特別仕様　　黄色回転灯　サーチライト　ボディ塗装(車体両側面と後面が幅１５cmの白色帯状、その他の部分は黄色)
広報用拡声装置
ＳＤカード付アンプ、マイク、外部スピーカー１０W８Ω２個、キャリア１セット（スピーカー及びキャリアについては、外部突起規制対応のものに限る）
文字記入（両サイドの前席ドア中央に「多賀城市」と、後席ドア及び荷室を含む両サイド中央に「道路維持作業車」と記入する。文字＝緑色　書体＝丸ゴシック体　背景ライン＝白色）





2　台　　数　　２台
3　借上期間　　令和９年４月１日から令和１３年１２月３１日まで ５７か月間
4　広報用拡声装置　ＳＤカード付アンプ、マイク、スピーカー１０W８Ω２個、キャリア１セット（スピーカー及びキャリアについては、外部突起規制対応のものに限る。）
5　借上料に含まれるもの
(1) 自動車税（種別割／環境性能割）
(2) 陸送費
(3) 重量税
(4) 登録手数料
(5) 法定点検
(6) 車検整備
(7) 故障修理(特別仕様を除く)
(8) 納車・返車費
(9) 自動車損害賠償責任保険
(10) ホイール付きノーマルタイヤ４本及びタイヤ交換（スタッドレスタイヤは不要）
(11) ロードサービス
(12) 代車の提供不要
(13) 特別仕様を施した車両のデザイン画の提出（契約日を含め２週間以内）
(14) 特別仕様の塗装及び文字記入費用
6　年間予定走行距離　約５，０００㎞
7　使用課　　都市産業部都市整備課
8　納入場所　　多賀城市役所
9　リース車両は、新規登録車両に限る。
10　整備工場は、受注者の指定工場とする。
11　任意保険は、発注者において加入する。

12　発注者は、納入された車両が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、車両の修補、代替車両の引渡し又は不足物の納入による履行の追完を請求するものとする。
13　上記12により発注者が履行の追完を請求した場合、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
14　発注者は、上記12により履行の追完を請求しようとする場合は、受注者に対し、相当の期間を定めて履行の追完の催促をしなければならない。
15　上記14の催告にかかわらず、受注者がその期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、上記14の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
(1) 受注者が履行の追完をすることができないと発注者が認めたとき。
(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその日時又は期間を経過したとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、この15の規定による催促をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであると発注者が認めるとき。
16　支払方法は、リース期間中、年度毎に当該年度分を一括前払とする。
17　賃貸借期間の初日の３日前までに自動車検査証の写し及び自賠責証書の写しを提出すること。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たる場合は、その前日において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。
18　賃貸借期間の初日の午前中までに納車すること。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たる場合は、その前日において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。
19　請求書は、企画経営部財政課に直接提出すること。
20　その他契約締結時において、納入予定の車種及び仕様詳細について、発注者の承認を得ること。
21　発注者は、納入された車両について、納入された日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。
22　上記21は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
23　発注者が上記22に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに上記22に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
24　発注者は上記21の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
25　上記21～24の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
26　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
27　この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
28　多賀城市は環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、契約の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。
29　受注者は、発注者が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当介入または、妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
30　受注者は、上記29により警察へ通報等を行った場合には、速やかに建設工事等を所掌する課等の長（以下「課長等」という。）にその内容を書面により報告すること。
31　受注者は、暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、課長等と協議を行うこと。
32　一括再委託の禁止
(1) 受注者は業務のうち履行の全部、主要な部分又は契約金額の概ね２分の１以上に相当する部分を委任し、又は請け負わせることをしてはならない。
(2) 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。